【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成26年2月14日

【事業年度】 第7期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

【会社名】 株式会社ウォーターダイレクト

【英訳名】 Water Direct Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 伊久間 努

【本店の所在の場所】 山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の

最寄りの連絡場所で行っております。)

【電話番号】 03-5487-8101

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 栗原 智晴

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎四丁目1番2号

【電話番号】 03-5487-8101

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 栗原 智晴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月24日に提出いたしました第7期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に追記すべき事項がありましたので、これを追記するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

- 4 【事業等のリスク】
- 1.事業の内容について
- (1)水源に関するリスク 及び

3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

<訂正前>

当社は富士山麓に所在する約200mの深さの井戸から天然水を汲み上げ、お客様に提供しております。飲用水における水質の評価基準の一例として、硝酸性・亜硝酸性窒素の含有量(水道水の上限で10mg/)につき当社提供の「CLYTIA25*」の場合0.08mg/と極めて良質な状態を維持しており、また、食品衛生法の営業許可に基づき公的機関の定期的な検査を実施、その結果を保健所に提出し、水質の維持管理にも努めております。

また、外部調査機関の株式会社地球科学研究所の調査により、当社の汲み上げている水は60年以上かけて濾過されたものと言われており、将来的にも水質は安定して推移するものと当社は考えております。

営業許可については、富士吉田工場での「CLYTIA25*」の生産活動において必要不可欠であり、現時点では許可の取消や営業停止事由(食品衛生法第55条・第56条)に該当するような事実は存在しておりません。しかしながら、富士吉田工場が同法55条に定める禁止条件や規定に違反しているとみなされた場合、同法第56条に定める基準に違反しているとみなされた場合、食品衛生管理者が不在となった場合、天災・人災等の影響によりその水質が食品衛生法に適合しないほど大幅に変化した場合には営業許可の取消しや一定期間の営業停止処分を受けることがあり、その場合には当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社の使用する井戸は、富士吉田市の定める富士吉田市地下水保全条例第3条及び同条例附則第2項に基づき、富士吉田市より開発許可を受け1日966 t の揚水が許可されております。現時点では許可の取消事由(同条例第13条)に該当するような事実は存在しておりません。しかしながら、富士吉田市に井戸が許可の基準(同条例第4条)に適合していないとみなされ、かつ、是正勧告に従わない等の重大な不法行為が発生した場合、取水許可が取り消され生産活動ができなくなるため、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

<訂正後>

当社は富士山麓に所在する約200mの深さの井戸から天然水を汲み上げ、お客様に提供しております。飲用水における水質の評価基準の一例として、硝酸性・亜硝酸性窒素の含有量(水道水の上限で10mg/)につき当社提供の「CLYTIA25*」の場合0.08mg/と極めて良質な状態を維持しており、また、食品衛生法の営業許可に基づき公的機関の定期的な検査を実施、その結果を保健所に提出し、水質の維持管理にも努めております。

また、外部調査機関の株式会社地球科学研究所の調査により、当社の汲み上げている水は60年以上かけて濾過されたものと言われており、将来的にも水質は安定して推移するものと当社は考えております。

営業許可については、富士吉田工場での「CLYTIA25*」の生産活動において必要不可欠であり、現時点では許可の取消や営業停止事由(食品衛生法第55条・第56条)に該当するような事実は存在しておりません。しかしながら、富士吉田工場が同法55条に定める禁止条件や規定に違反しているとみなされた場合、同法第56条に定める基準に違反しているとみなされた場合、食品衛生管理者が不在となった場合、天災・人災等の影響によりその水質が食品衛生法に適合しないほど大幅に変化した場合には営業許可の取消しや一定期間の営業停止処分を受けることがあり、その場合には当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、営業許可の概要は次のとおりであります。

| 許認可等の取得者名 | 取得年月・許認可等の | 許認可等の内容 |
|------------|-------------|---------------|
| 可能可等の取得有力 | 名称及び所管官庁等 | <u>及び有効期限</u> |
| 当社(富士吉田工場) | 平成22年6月 | 富士吉田工場の営業許可 |
| | <u>営業許可</u> | 山梨県指令 |
| | 厚生労働省・消費者庁 | 富東福 第2685号 |
| | | 有効期間 |
| | | 平成22年6月30日から |
| | | 平成28年10月31日まで |
| | | (以降、5年ごとの更新) |
| | | |

当社の使用する井戸は、富士吉田市の定める富士吉田市地下水保全条例第3条及び同条例附則第2項に基づき、富士吉田市より開発許可を受け1日966 t の揚水が許可されております。現時点では許可の取消事由(同条例第13条)に該当するような事実は存在しておりません。しかしながら、富士吉田市に井戸が許可の基準(同条例第4条)に適合していないとみなされ、かつ、是正勧告に従わない等の重大な不法行為が発生した場合、取水許可が取り消され生産活動ができなくなるため、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、開発許可の概要は次のとおりであります。

| | 許認可等の取得者名 | 取得年月・許認可等の 名称及び所管官庁等 | 許認可等の内容 及び有効期限 |
|------|-------------|---|---|
| 1号井戸 | 富士ウォーター株式会社 | 平成19年3月 地下水の利用に関する協定 富士吉田市 | 井戸の設置にあたり地下水 の有効かつ適正な利用を図 るための協定 (地下水採取量 630t/日) (注) 有効期限 なし |
| 2号井戸 | 当社(富士吉田工場) | 平成23年2月 井戸設置許可並びに地下水 の利用に関する協定 富士吉田市 | 井戸の設置許可及び井戸の 設置に当たり地下水の有効 かつ適正な利用を図るため の協定 (地下水採取量 966t/日) 有効期限 なし |

⁽注)平成22年9月に、富士吉田市との間で地下水採取量を966t/日に変更した協定を締結しております。